

非訟事件手続に関する検討事項(2)

第14 申立て等（通則）

1 電子処理組織による申立て等

電子処理組織による申立て等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 非訟事件手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができるものとする。
- ② ①によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する規定を適用するものとする。
- ③ ①によりされた申立て等は、①の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなすものとする。
- ④ ①の場合において、当該申立て等に関する規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、

最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとする。

- ⑤ ①によりされた申立て等が③に規定するファイルに記録されたときは、①の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないものとする。
- ⑥ ①によりされた申立て等に係る記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、⑤の書面をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とするものとする。

(補足説明)

第14の1は、電子処理組織による申立て等について、現行非訟法第33条の2の規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第33条ノ2 申立ノ内当該申立ニ関スル本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ書面等(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本其他文字, 図形等人ノ知覚ヲ以テ認識スルコトヲ得ル情報ガ記載セラレタル紙其他ノ有体物ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ヲ以テ為スモノトセラレタルモノニシテ最高裁判所ノ定ムル裁判所ニ対シテ為スモノニ付テハ当該法令ノ規定ニ拘ラズ最高裁判所規則ニ定ムルトコロニ依リ電子情報処理組織(裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機(入出力装置ヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ)ト申立ヲ為ス者ノ使用ニ係ル電子計算機ト電気通信回線ニテ接続シタル電子情報処理組織ヲ謂フ)ヲ用ヒテ為スコトヲ得
- 2 前項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ付テハ当該申立ヲ書面等ヲ以テ為スモノトシテ規定シタル申立ニ関スル法令ノ規定ニ規定シタル書面等ヲ以テ為サレタルモノト看做シテ当該申立ニ関スル法令ノ規定ヲ適用ス
- 3 第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ハ同項ノ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルヘノ記録ガ為サレタル時ニ当該裁判所ニ到達シタルモノト看做ス
- 4 第一項ノ場合ニ於テ当該申立ニ関スル本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ署名等(署名, 記名, 押印其他氏名又ハ名称ヲ書面等ニ記載スルコトヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ)ヲ為スコトトセラレタルモノニ付テハ当該申立ヲ為ス者ハ当該法令ノ規定ニ拘ラズ当該署名等ニ代ヘテ最高裁判所規則ニ定ムルトコロニ依リ氏名又ハ名称ヲ明ラカニスル措置ヲ講ズルコトヲ要ス
- 5 第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ガ第三項ニ規定スルファイルニ記録セラレタルトキハ第一項ノ裁判所ハ当該ファイルニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ書面ニ出力スルコトヲ要ス
- 6 第一項ノ規定ニ依リ為サレタル申立ニ係ル本法其他ノ法令ノ規定ニ依ル事件ノ記録ノ閲覧若クハ謄写又ハ其正本, 謄本若クハ抄本ノ交付ハ前項ノ書面ヲ以テ之ヲ為スモノトス当該申立ニ係ル書類ノ送達又ハ送付亦同ジ

2 その他

(注)

民事訴訟規則第1条及び第2条と同様に、申立てその他の申述の方式及び当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項について、以下のとおりとすることで、どうか。なお、申立てについては、現在は、非訟事件手続法に定めがある(第8条)が、民事訴訟に倣い、最高裁判所規則に定めることが考えられる。

- ① 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができるものとする。
- ② 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならないものとする。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印をしなければならないものとする。
- ③ 当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。
 - a. 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
 - b. 事件の表示
 - c. 附属書類の表示
 - d. 年月日
 - e. 裁判所の表示
- ④ ③にかかわらず、当事者又は代理人からその住所を記載した③の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する③の書面については、これを記載することを要しないものとする。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第8条 申立及び陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
 - 2 口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ
 - 3 前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
- 民事訴訟規則第1条 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。
 - 2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印しなければならない。第2条 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
 - 二 事件の表示
 - 三 附属書類の表示
 - 四 年月日

五 裁判所の表示

- 2 前項の規定にかかわらず、当事者又は代理人からその住所を記載した同項の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これを記載することを要しない。

第15 非訟事件の申立て

(前注)

ここでいう「非訟事件の申立て」は、申立てのうち、終局裁判を求めるもの（民事訴訟における訴えの提起に相当するもの）を意味している。

1 申立ての方式

申立ての方式については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 非訟事件の申立ては、書面でしなければならないものとする。
- ② ①の書面には、次の事項を記載しなければならないものとする。
 - a. 当事者及び法定代理人
 - b. 申立ての趣旨及び申立ての原因となる事実

(補足説明)

第15の1は、申立ての方式について提案するものである。

- 1 本文①は、口頭による申立てを許すと、事実が未整理のまま主張されたり、必要な事実の主張が漏れたりすることは避けられず、申立て後の釈明や補正が必要となり、審理が遅延するおそれがあることから、現行非訟事件手続法第8条の規律に代えて、非訟事件の申立ては、書面でなければならないものとすることを提案している。
- 2 本文②は、以下の各理由から、本文①の書面に記載すべきもの（必要的記載事項）について、提案している。
 - (1) 現行非訟事件手続法第9条では、申立人のみを必要的記載事項としているが、相手方がある事件において、だれを相手方にすべきであるのかについては、申立人において把握すべきであり、また、通常はそれを把握することが可能であることから、本文②a.では、申立人に加え、相手方も必要的記載事項とする(当事者は、両者を含む趣旨で用いている。)ことを提案している。
 - (2) また、本文②b.は、申立ての内容を明らかにするために、申立ての趣旨及び申立ての原因となる事実(本資料でいう申立ての原因となる事実とは、申立てを特定するのに必要な事実を意味する。)を必要的記載事項とすることを提案している。

- (3) なお、本文②b.の申立ての原因となる事実以外に記載すべき事実に関する規律については、最高裁判所規則に定めることが考えられる。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第8条 申立及ビ陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
 - 2 口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ
 - 3 前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
- 第9条 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
 - 一 申立人ノ氏名、住所
 - 二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名、住所
 - 三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事実
 - 四 年月日
 - 五 裁判所ノ表示
- 2 証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ
- 民事訴訟法第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
 - 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 請求の趣旨及び原因
- 借地非訟事件手続規則第17条 法第四十一条の事件の申立ては、書面によつてしなければならない。
 - 2 申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 申立人及び相手方の氏名、住所
 - 二 代理人によつて申立てをするときはその氏名、住所
 - 三 申立ての趣旨及び理由
 - 四 借地契約の内容
 - 五 申立て前にした当事者間の協議の概要
 - 六 年月日
 - 七 裁判所の表示

2 非訟事件の申立ての併合

一定の場合に、数個の非訟事件を、一つの申立てですることができるものとする事について、どのように考えるか。

(補足説明)

第15の2は、非訟事件の申立ての併合について検討することを提案するものである。この点については、どのような場合に非訟事件の申立ての併合を認めることができるのか等を考慮して検討する必要があると考えられる。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第136条 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えであることができる。

3 裁判所（又は裁判長）の申立書審査権及び補正命令

裁判所（又は裁判長）の申立書審査権及び補正命令については、以下のとおりとすることで、どうか。

本文第15の1①の申立書が、同②に違反する場合には、裁判所（又は裁判長）は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

（補足説明）

本文第15の3は、形式的な不備を理由に非訟事件の申立て（又は申立書）を却下するときは、まず、裁判所（又は裁判長）が、申立人に対し補正を命じなければならないものとするを提案するものである。なお、申立ての際に非訟能力や代理権が欠缺している場合についても、同様の規律とすることが考えられる（第9の4、第10の7参照）。

（注）

民事訴訟手続では、訴状の却下が認められている（民事訴訟法第137条第2項及び第3項）が、非訟事件手続では、終局裁判も判決に比して簡易な手続である決定の形式で行われる。補正命令の不遵守の場合には（決定により）申立てを却下することができることとし、そのほかに、申立書の却下を認める必要は乏しいと考えられることから、非訟事件手続では、申立書の却下制度を設けないものとするかどうか。

（参照条文）

○ 民事訴訟法第137条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

4 申立書の送付

申立書の送付について、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 相手方がある非訟事件について申立てがあった場合には、裁判所は、不適法としてその申立てを却下する場合を除き、本文第15の1①の申立書（非訟事件の申立書）の写しを、相手方に送付しなければならないものとする。
- ② 本文第15の1①の申立書の写しの送付をすることができない場合には、裁判所は、その申立てを却下しなければならないものとする。

(補足説明)

本文第15の4は、申立書の送付について検討することを提案するものである。この点については、相手方がある事件においては、相手方が十分に防御を尽くすことができるようにするため、相手方に当該非訟事件手続の申立てがあったこと及びその申立て内容を認識させる必要があることを理由に、非訟事件の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとし、ただ、不適法を理由に申立てを却下すべき場合には、申立書の写しを送付することは無意味であるから、裁判所に申立書の写しの送付義務を課さないものとすることが考えられる。なお、送付方法については、これを送達に限定することも考えられる。

(注)

- 1 本文の規律を設ける場合に、申立てに理由がないことが明らかな場合も、本文第15の1①の申立書（非訟事件の申立書）の写しを、相手方に送付しなければならない場合から除くものとするについて、どのように考えるか。
- 2 裁判所は、非訟事件について申立て又は職権で手続の開始があった場合には、非訟事件の裁判の効果を直接受ける者に対し、その旨を通知しなければならないものとするについて、どのように考えるか。
- 3 仮に、申立書の写しの送付に関する規律を設けない場合には、相手方に対し、事件係属の通知を行うものとするについて、どのように考えるか。

(参考)

最高裁昭和41年12月27日大法廷決定民集20巻10号2279頁は、非訟事件の一種である過料事件について、「現行法は、過料を科する作用がこれを科せられるべき者の意思に反して財産上の不利益を課するものであることにかんがみ、公正中立の立場で、慎重にこれを決せしめるため、別段の規定のないかぎり、過料は非訟事件手続法の定めるところにより裁判所がこれを科することとし（非訟事件手続法二〇六条）、その手続についていえば、原則として、過料の裁判をする前に当事者（過料に処せられるべき者）の陳述を聴くべきものとし、当事者に告知・弁解・防禦の機会を与えており（同二〇七条二項）、例外的に当事者の陳述を聴くことなく過料の裁判をする

場合においても、当事者から異議の申立があれば、右の裁判はその効力を失い、その陳述を聴いたうえ改めて裁判をしなければならないことにしている（同二〇八条ノ二）。しかも、過料の裁判は、理由を付した決定でこれをするとし（同二〇七条一項）、これに不服のある者は即時抗告をすることができ、この抗告は過料の裁判の執行停止の効力を有するものとする（同条三項）など、違法・不当に過料に処せられないことがないよう十分配慮しているのであるから、非訟事件手続法による過料の裁判は、もとより法律の定める適正な手続による裁判ということができ、それが憲法三一条に違反するものでないことは明らかである。」と判示している。

また、家事事件における抗告状の送付について、最高裁平成20年5月8日第三小法廷決定判タ1273号125頁は、「本件は、家事審判の手続において妻である相手方が夫である原告人に対して婚姻費用の分担金の支払を求める事案であり、原々審が、原告人の負担すべき分担金として、原告人に対し、過去の未払分95万円と1か月12万円の割合による金員の支払を命ずる審判をしたのに対し、原審は、原告人の負担すべき分担金として、過去の未払分167万円と1か月16万円の割合による金員の支払を命ずる決定をしたものである。原審は、原告人が相手方に対して正式に離婚が決まるまでの間婚姻費用として支払う旨約した月額5万円の仮払金の既払分を原々審の審判と同じく25万円であるとしているが、本件抗告理由において、原告人は、原決定までの間に更に仮払金を支払ったと主張している。仮に原告人の主張するような仮払金支払の事実があったとすれば、原告人は、原決定の執行力を排除するために、その事実を異議の事由として請求異議の訴えを提起することができるものと考えられるが、本来、仮払金支払の事実の有無については、原審において審理されるべきものである。ところが、本件記録によれば、原審においては、原告人に対して相手方から即時抗告があったことを知らせる措置が何ら執られていないことがうかがわれ、原告人は原審において上記主張をする機会を逸していたものと考えられる。そうであるとする、原審においては十分な審理が尽くされていない疑いが強いし、そもそも本件において原々審の審判を即時抗告の相手方である原告人に不利益なものに変更するのであれば、家事審判手続の特質を損なわない範囲でできる限り原告人にも攻撃防御の機会を与えるべきであり、少なくとも実務上一般に行われているように即時抗告の抗告状及び抗告理由書の写しを原告人に送付するという配慮が必要であったというべきである。以上のとおり、原審の手続には問題があるといわざるを得ないが、この点は特別抗告の理由には当たらないところである。」と判示している。

（参照条文）

- 民事訴訟法第138条 訴状は、被告に送達しなければならない。
- 2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合（訴状の送達に必要な

- な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。
- 労働審判規則第10条 裁判所は、法第六条の規定により労働審判手続の申立てを却下する場合を除き、前条第四項の規定により提出された申立書の写し及び証拠書類の写し（これとともに提出された証拠説明書を含む。）を相手方に送付しなければならない。ただし、労働審判手続の期日を経ないで法第二十四条第一項の規定により労働審判事件を終了させる場合は、この限りでない。
 - 借地非訟事件手続規則第19条 裁判所は、前条の場合を除き、第十七条第三項の申立書の副本を相手方に送達しなければならない。

5 申立ての変更

非訟事件の申立ての変更については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は申立ての原因となる事実を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は申立ての原因となる事実の変更は、書面でしなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、申立ての趣旨又は申立ての原因となる事実の変更が不適法であると認めるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、申立ての趣旨又は申立ての原因となる事実の変更により著しく非訟事件手続を遅延させることとなると認めるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。
- ⑤ ③及び④の裁判に対しては、抗告をもって不服を申し立てることができないものとする。

(補足説明)

本文第15の5は、非訟事件の申立ての変更について、手続経済の観点から、民事訴訟法第143条と同様の規律を設けることを提案している。なお、「申立ての基礎に変更がない限り」については、民事訴訟の請求の基礎と同様に、申立てに係る権利関係の根底をなす事実が共通するかどうか、あるいは、変更後もそれまでの証拠資料を審理に利用できるかどうかといった観点から判断することを前提としている。

ただし、非訟事件手続では、訴訟手続とは異なり、裁判所が事実の探知について責任を負っており、後見的な役割を果たすことも期待されていることからすると、非訟事件の申立ての変更により著しく非訟事件手続を遅延させることとなると認めるときであっても、当該裁判所が当該非訟事件手続で審理をすべき場合もあると考えられる。そこで、本文④は、民事訴訟法第143条第1項ただし書、第4項と異なり、

非訟事件の申立ての変更により非訟事件手続を遅延させることとなると認めるときであっても、その変更を許すかどうかは、裁判所の裁量にゆだねるものとするを提案している。

(注)

- 1 仮に、相手方がある事件について、審理の終結制度(第16の7参照)を導入する場合には、申立ての変更は、審理の終結に至るまで、できるものとするかどうか。
- 2 選定当事者制度(本文第9の2〔部会資料4・21頁〕)を導入する場合には、以下のとおりとすることで、どうか。
 - ① 本文第9の2③の規定による申立人となるべき者の選定があった場合には、その者は、その選定者のために申立てを追加することができるものとする。
 - ② 本文第9の2③の規定による相手方となるべき者の選定があった場合には、申立人は、その選定者に係る申立てを追加することができるものとする。
 - ③ 本文第15の5②から⑤までの規律は、①及び②についても妥当するものとする。

(参考)

民事訴訟では、一般的に、訴えの変更を許さない旨の決定は独立の不服申立ての対象とならないとされている。

(参照条文)

- 民事訴訟法第143条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
 - 2 請求の変更は、書面で行わなければならない。
 - 3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。
 - 4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。
- 第144条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があった場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができる。
 - 2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があった場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。
 - 3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

6 非訟事件の申立ての取下げ

(1) 非訟事件の申立ての取下げの要件

非訟事件の申立ての取下げの要件については、次のような考え方があ
るが、どうか。

A案 申立人は、〔終局裁判があるまで、〕非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

B案 申立人は、〔終局裁判があるまで、〕裁判所の許可を得て、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

C案 申立人は、〔終局裁判があるまで、〕非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、相手方がある事件において、〔申立書を相手方に送付した場合には、〕相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(補足説明)

本文第15の6(1)は、非訟事件の申立ての取下げの要件について提案するものである。

1 A案は、申立人は、自ら申立てをすることができる以上、裁判所の許可や相手方の同意を要件とせずに、非訟事件の申立てを取り下げることができるものとするを提案するものである。

2 B案は、申立人個人の利益を離れた利益が想定される場合（例えば、会社の検査役選任申立事件、後見開始申立事件など）に、その利益を守るため、裁判所の許可を得た場合に限って、非訟事件の申立ての取下げを認めるものとするを提案するものである。

3 C案は、相手方がある事件では、裁判により相手方が利益を受ける場合があることを考慮し、相手方の同意を得ない限り、非訟事件の申立ての取下げの効力は生じないものとするを提案するものである（なお、仮に、申立書を送付するとの規律を設けた場合には、申立書を相手方に送付したときに限り、相手方の同意を取下げの要件とすることが考えられる。）。

(注)

1 (即時) 抗告をすることができる終局裁判が出された後、裁判が確定する前における非訟事件の申立ての取下げについては、次のような考え方があるがどうか。

この点については、終局裁判が出された場合に、当該非訟事件の申立てを取り下げ、その終局裁判を失効させることを認めると、申立人が自らの主観的要求に反する終局裁判を自由に失効させることを認めることとなり妥当ではない上、終局裁判までの裁判所及び申立人以外の者の労力を無にすることとなるという問題がある。他方で、第一審の当事者及び原告人の全てが取下げにより非訟事件手続の終了を望んでおり、それを認めても特段の不都合がないような場合に、一切、取下げにより非訟事件手続の終了を認めないものとすることも妥当でないとの意

見もあり得る点を考慮する必要があると考えられる。

A案 非訟事件の申立てを取り下げることにはできないものとする。

B案 裁判所の許可を得た場合に限り、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

C案 (第一審の)相手方及び抗告人の同意を得た場合に限り、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

2 仮に、C案を採用する場合には、民事訴訟法第261条第4項及び第5項と同様、みなし同意に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

(参照条文)

- 民事訴訟法第261条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。
 - 2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。
 - 3 訴えの取下げは、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)においては、口頭であることを妨げない。
 - 4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき(相手方がその期日に出頭したときを除く。)はその期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。
 - 5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の謄本の送達があった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(2) 非訟事件の申立ての取下げの方式及び効果

非訟事件の申立ての取下げの方式及び効果については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 非訟事件の申立ての取下げは、審問期日においてする場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ② 非訟事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

(補足説明)

本文第15の6(2)は、非訟事件の申立ての取下げの方式及び効果について、提案するものである。

- 1 本文①は、非訟事件の申立ての取下げが手続の終了にかかわる重要な事項であることから、審問期日（当事者等から、口頭により陳述を聴取する期日）においてする場合を除き、書面でしなければならないものとするを提案している。
- 2 本文②は、非訟事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとするを提案している。

（参照条文）

- 民事訴訟法第262条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。
 - 2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

第16 審理手続

1 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、非訟事件手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件手続を進行しなければならないものとする。どうか。

（補足説明）

本文第16の1は、非訟事件手続についても、民事訴訟と同様、裁判所は、非訟事件手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に手続を進行しなければならないと考えられることから、裁判所及び当事者の責務について提案するものである。

（参照条文）

- 民事訴訟法第2条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

2 期日及び期間

期日及び期間については、以下のとおりとすることで、どうか。

(1) 期日の指定

- ① 期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
- ② 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許すものとする。

(2) 期日の呼出し

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りではないものとする。

(3) 期間の計算

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

(4) 期間の伸縮及び付加期間

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。
- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

(5) 非訟行為の追完

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき非訟行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、2月とするものとする。
- ② ①の期間については、本文(4)①本文の規律は、適用しないものとする。

(6) 不服申立て

- 期日及び期間に関する裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(補足説明)

本文第16の2は、期日及び期間について、期日及び期間に関する民事訴訟法の規定(現行民事訴訟法第93条から97条まで)を準用する現行非訟事件手続法10条と同様の規律とすることを提案するものである。

なお、民事訴訟では、期日の指定の申立てを定めた規定(民事訴訟法第263条)があるが、非訟事件手続では、期日の指定の申立てを定めた規律を設ける予定がないことから、本文(1)①では、当事者に期日指定の申立てが認められないことを前提に記載をしている(民事訴訟法第93条第1項は「申立てにより又は職権で」と規定するが、これは、当事者に一般的な期日指定の申立権を認めるものではなく、その他の規定により期日指定の申立権が認められている場合を想定しているものである。)。また、非訟事件手続では、弁論準備手続を設ける予定はないこと等から、民事訴訟法第93条第3項(弁論準備手続に関するものに限る。)及び第4項に相当する規律を設けていない。

(注)

期日の変更について、相手方がある事件においては、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許すものとするについて、どのように考えるか。現行非訟事件手続法第10条の解釈としては、これを否定する見解が有力である。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第10条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及ビ鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス
- 民事訴訟法第93条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。
 - 2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。
 - 3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。
 - 4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 第94条 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
 - 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- 第95条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。
 - 2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。
 - 3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。
- 第96条 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない。
 - 2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のた

めに付加期間を定めることができる。

第97条 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

2 前項の期間については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

3 手続の公開

手続の公開については、以下のとおりとすることで、どうか。

非訟事件手続については、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者に傍聴を許可することができるものとする。

(補足説明)

本文第16の3は、手続の公開について、現行非訟事件手続法第13条の規律を維持するものとするを提案している。

(参照条文)

○ 非訟事件手続法第13条 審問ハ之ヲ公行セス但裁判所ハ相当ト認ムル者ニ傍聴ヲ許スコトヲ得

4 審問期日

(前注)

- 1 本資料では、裁判所が、口頭により、当事者その他の者から陳述を聴くとの意味で、「審問」との用例を、審問するための期日の意味で、「審問期日」との用例をそれぞれ用いている。
- 2 裁判所が、口頭により、当事者その他の者から陳述を聴く場合には、民事訴訟における口頭弁論に相当するものと証拠調べに相当するものがあるが、ここでは、両者を区別していない。

(1) 裁判長の手続指揮権

裁判長の手続指揮権について、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 審問期日は、裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が、審問期日の指揮に関する裁判長の裁判に対し、異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

- ④ ③の裁判に対しては、抗告をもって不服を申し立てることができないものとする。

(補足説明)

本文第16の4(1)は、審問期日においては、民事訴訟における口頭弁論期日と同様、裁判所でなく裁判長に手続指揮権を与えるのが相当であること等から、民事訴訟法第148条、第150条に相当する規律を設けることを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第148条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。
第150条 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(2) 必要的審問

相手方がある事件においては、裁判所は、不適法としてその申立てを却下する場合を除き、審問期日を開いて当事者の陳述を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

本文第16の4(2)は、相手方がある事件においては、対審的手続をとり、当事者に攻撃防御を十分尽くさせるのが妥当であり、そのためには、当事者が裁判所に対し直接口頭により自らの主張を述べる権利を与える必要があるとも考えられることから、それを実現するために、裁判所は、審問期日を開いて当事者の陳述を聴かなければならないものとするについて、検討することを提案するものである（なお、当事者の裁判資料提出権や証人尋問請求権は、別途検討する。）。

(注)

- 1 本文の規律を設ける場合に、申立てに理由がないことが明らかな場合には、審問期日を開いて当事者の陳述を聴かなくてもよいものとするについて、どのように考えるか。
- 2 裁判所は、非訟事件の裁判の効果を直接受ける者の陳述を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(参照条文)

- 借地借家法第45条 裁判所は、審問期日を聞き、当事者の陳述を聴かなければ

ならない。

2 (省略)

○ 民事訴訟法第87条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

2 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

3 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。

(3) 相手方の立会権

相手方がある事件において、裁判所が当事者を審問する場合には、他の当事者は、その審問に立ち会うことができるものとする事について、どのように考えるか。

(補足説明)

本文第16の4(3)は、相手方がある事件については、対審的手続をとり、当事者に攻撃防御を十分尽くさせるのが妥当であるが、そのためには、裁判所が当事者を審問し、その心証を形成する際に、他の当事者がその審問に立ち会う権利を認めることが相当とも考えられることから、相手方がある事件において、裁判所が当事者を審問する場合には、他の当事者は、その審問に立ち会うことができるものとする事について、検討することを提案するものである。

(参考)

家事事件に関し、最高裁平成20年5月8日第三小法廷決定判タ1273号125頁において、田原睦夫裁判官は、「そこで、家事審判法9条1項乙類にかかる審判手続についてみるに、憲法31条の定める手続保障の根幹をなすのは当事者の手続関与権であるところ、同手続では当事者の出頭義務(家事審判規則5条)や利害関係人の審判手続への参加(同規則14条)を定め、また、参考人又は当事者を審尋する場合には、当事者双方が立会うことができる審尋期日においてなすものとされていて(家事審判法7条、非訟事件手続法10条、民事訴訟法187条)、当事者の手続関与権、審問請求権が一応保障されているのであって、憲法32条、31条の趣旨は、反映されているものといえる。」と補足意見を述べている。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第187条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立

- ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。
- 借地借家法第45条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聴かなければならない。
 - 2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。
 - 人事訴訟法第33条 (省略)
 - 4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 5 (省略)

(4) 電話会議システム及びテレビ会議システム

裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法（電話会議システム及びテレビ会議システム）によって、審問期日における手続を行うことができるものとするかどうか。

(補足説明)

本文第16の4(4)は、当事者が遠隔地に居住しているような場合に、当事者が期日に出頭することは時間的にも費用の面からも相当の負担となることから、当事者の負担の軽減等を図るために、審問期日においても、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用することができるものとすることを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第170条 (省略)
 - 3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

(5) その他

(注)

相手方がある事件についても、簡易に処理すべき場合もあることから、裁判所は、審問をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができるものとするかどうか。

(参照条文)

- 民事訴訟法88条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

5 手続の分離・併合

裁判所は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができるものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第16の5は、数個の事件の内容が互いに関連し、同一手続で審理することが手続経済上望ましい場合など、手続を併合する必要があると認められることがある一方、数個の事件が併合されている場合に、その後の審理の経過等により、各事件について同一手続で審理するのが事件の能率的処理のために適当でないと認められることもあるので、裁判所は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができるものとすることを提案している。

(注)

当事者を異にするA事件及びB事件を併合した場合には、併合前、それぞれの事件においてなされた証拠調べの結果は、他の事件において当然に資料（証拠）となることを予定している（なお、事実の探知（調査）の結果についても、同様である。）。そうすると、A事件における証拠調べについて、B事件の当事者は防御権を行使する機会がなかったこととなる。そこで、この点を考慮して、裁判所は、当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(参照条文)

- 民事訴訟法第152条 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
 - 2 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。
- 労働審判規則第23条 労働審判委員会は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
 - 2 労働審判委員会は、手続の併合を命ずるときは、あらかじめ当事者の意見を聴かなければならない。
- 借地非訟事件手続規則第11条 裁判所は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

6 検察官の関与

(1) 検察官の立会い等

検察官の立会い等について、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 検察官は、非訟事件について意見を述べ、また、審問期日に立ち会うことができるものとする。
- ② 裁判所は、検察官に対し、非訟事件に係属したこと及び審問期日を通知しなければならないものとする。

(補足説明)

本文第16の6(1)は、検察官の立会い等について検討することを提案するものである。

- 1 非訟事件は公益に関するものであるところ、検察官が、公益の代表者として、非訟事件について意見を述べ、また、審問期日に立ち会うことは、公益性を維持する意義を有していると考えられる。
- 2 もっとも、現在の実務上は、現行非訟事件手続法第15条に基づき、検察官が非訟事件について意見を述べ、また、審問期日に立ち会うことはほとんどなく、裁判所も、検察官に事件及び審問期日について通知を行うこともない上（同条第2項については訓示規定であると解する見解が有力である。）、これにより弊害が生じているとの特段の指摘もないことから、同条の規律を廃止（当該非訟事件の性質上、検察官がその事件について意見を述べ、また、審問期日に立ち会う権利を保障する必要があるものについては、個別的に規定を設けることを前提とする。）又は修正すべきとの意見も考えられる。
- 3 また、同法第15条が、なお重要な意義を有していることを重視するならば、同条の規律を維持した上で、当該非訟事件の性質上、検察官がその事件について意見を述べ、また審問期日に立ち会う権利を保障する必要がないと思われるものについて、各個別法において同条の適用除外規定を置くこととすべき（既に同種立法例が多数存する。）との意見も考えられる。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第15条 検察官ハ事件ニ付キ意見ヲ述ヘ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得
- 2 事件及ヒ審問期日ハ検察官ニ之ヲ通知スヘシ

(2) 検察官に対する通知

裁判所その他の官庁、検察官及び吏員は、その職務上検察官の申立て

によって裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

本文第16の6(2)は、検察官に対する通知について提案するものである。非訟事件の中には、公益の代表者として検察官が申立権を有しているものがあるが、検察官の申立てによって裁判をすべき場合が生じたとしても、そのことを管轄裁判所に対応する検察庁の検察官が知らないことがある。そこで、ここでは、現行非訟事件手続法第16条を維持し、裁判所その他の官庁、検察官及び公吏は、その職務上検察官の申立てによって裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとすることを提案している。

(参照条文)

○ 非訟事件手続法第16条 裁判所其他ノ官庁、検察官及ヒ公吏ハ其職務上検察官ノ請求ニ因リテ裁判ヲ為スヘキ場合カ生シタルコトヲ知リタルトキハ之ヲ管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官ニ通知スヘシ

7 審理の終結

審理の終結については、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

裁判長は、相手方がある事件においては、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる審問期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

(補足説明)

本文第16の7は、相手方がある事件においては、当事者に対し裁判資料の提出時期及び裁判資料の範囲を明らかにし、攻撃防御を十分尽くさせることが相当であることから、審理の終結日を定めるものとすることを提案するものである。

(注)

非訟事件の申立てが不適法である場合〔又は申立てに理由がないことが明らか
な場合〕については、審理を終結する日を定めなくてよいものとする
ことについて、どのように考えるか。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第147条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。
- 2 権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があったときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。
(省略)
- 第153条 第百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。
(省略)
- 借地借家法第47条 裁判所は、審理を終結するときは、審問期日においてその旨を宣言しなければならない。
- 労働審判法第19条 労働審判委員会は、審理を終結するときは、労働審判手続の期日においてその旨を宣言しなければならない。